

目次

<a href="#">第77回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 2
別紙2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 2
別紙3 <a href="#">読者のひろば</a>	P. 5

---

[第77回例会・勉強会の報告](#)

7月26日、都内・新橋ばる一にて第77回例会・勉強会を開催した（参加者7名；会員71名）。例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（<別紙1>）、続いて政治の現況を草野委員が報告して（<別紙2>）、報告ごとに討議し議事を進めた。勉強会は、福田玲三氏草稿の冊子シリーズNo.10『三鷹事件の巨大な謀略を暴く』（仮題）をテキストに意見交換した。

事務局報告の中で福田共同代表から、教育現場に触れた柳沢会員のブログ（<別紙3>）の内容を緊急警告として仕上げるのが提案されたが、時期的な点や内容の深度化において疑問が出され、運営委員会で引き続き検討していくこととなった。

政治の現況報告では、草野委員から「専守防衛を有名無実化する敵基地攻撃論」「コロナ禍による雇用悪化、生活保護申請の増大」「小池氏圧勝となった都知事選」「立憲と国民の新党結成の動き」などが提起された。参加者からは「アジア諸国は新型コロナに集団免疫を獲得しているという主張に注目している」「コロナ禍を利用したマイナンバー誘導で個人データが集積される。監視社会の恐ろしさの啓発が必要だ」「イージス・アショアの撤回が敵基地攻撃論に転化されようとしている」「敵基地攻撃論に警戒すべきだ。知事選ではレイシスト（人種差別主義者）と言われた候補者が17万票以上を獲得していることに驚く」「NHKの都知事選出口調査では立憲支持者の3割が小池氏に投票し、共産党支持者も2割近い人が投票したという。民意の分析が大事だ」などが出された。

勉強会では、「3大事件を並列化して記述するのではなく、三鷹事件を中心に護憲（憲法38条）の立場から問題提起すべきだ」「松川事件について共産党批判の記述があるが、教訓になる点はあるとしても冊子発行の目的から疑問が残る」「3大事件は戦後高揚してきた日本の労働運動潰しとして捉えるべきだ」「歴史的な背景として米ソ蜜月から冷戦時代における占領軍の対日政策の変化」などが主な論点となった。その他、「口頭弁論と公判の違い」「古畑鑑定の冤罪事件への影響」などについて意見が出された。福田氏からはこれらの議論を受け、改めて草稿の推敲を重ねていく旨が表明された。

なお、8月の勉強会は福田氏を講師に「三鷹事件＝謀略」に焦点を当て開催する。

また、延期となっている後藤富士子弁護士（東京弁護士会）の「日本国憲法が求める司法改革」については、冬季新型コロナウイルスの感染拡大が予想されるその前の9月、10月に連続して開催する予定である。

## <別紙 1 >

### 事務局報告

福田玲三（事務局）

- (1) 浜地道雄氏より来信、柳沢修氏と後藤富士子弁護士よりブログ投稿、大畑龍次氏より同氏ブログサイト更新の報、小久保和孝氏より川柳と短歌をいただいた。[<読者のひろば>](#)
- (2) 緊急警告 043 号「安倍政権の国会軽視・憲法蹂躪を放置してはならない」を 7 月 1 日に発信した。⇒ [https://kanzengoken.com/?post\\_type=kinkyukeikoku](https://kanzengoken.com/?post_type=kinkyukeikoku)

#### (3) 集会案内

- \* 『週刊金曜日』南部読者会（会場費ほか参加者の均等負担 問合せ：090-6711-9251 杉本）  
『走る高齢者たち——オールドランナーズヒストリー』の著者・福田玲三氏を囲んで  
日時：8 月 28 日(金)18:30~20:30 場所：大田区消費者生活センター第 4 集会室(蒲田駅徒歩 5 分)
- \* 緊急講演会の御案内 「安倍首相は検察支配で何を狙っていたか」  
・特別講演：水島朝穂（早稲田大学法学学術院教授） ・野党連帯の挨拶（野党各党・各界から）  
日時：9 月 3 日（木）15 時 30 分～ 場所：衆議院第 1 議員会館（地下 1 階・大会議室）  
※15 時 00 分から会館ロビーにて入場カード配布 ※定員 300 名  
※予約必須：松代（090-9399-3941） [murayamadanwa1995@ybb.ne.jp](mailto:murayamadanwa1995@ybb.ne.jp)  
主催：安倍首相による検察支配を許さない実行委員会

#### (4) 当面の日程について

第 78 回運営委員会	8 月 2 日（日）13:00～	新橋ばるーん 201 室
第 78 回例会・勉強会	8 月 23 日（日）13:30～16:30	三田いきいきプラザ集会室
第 79 回運営委員会	8 月 30 日（日）13:00～	新橋・ばるーん 302 室

## <別紙 2 >

### 政治の現況について

#### (1) 主なニュース一覧（2020/6/21～20/7/20）

- \* 陸上イージス、撤回の方針決定 敵基地攻撃能力保有、議論へ（2020/6/24）
- \* 名古屋地裁、生活保護引き下げ訴訟 原告側の請求を棄却（2020/6/25）
- \* コロナ禍、生活保護の申請 25%増 雇用情勢悪化と厚労省（2020/7/1）
- \* 東京都知事選、小池百合子氏が他候補抑え圧勝（2020/7/5）
- \* 豪雨被害、九州全域に広がる（「令和 2 年 7 月豪雨」）（2020/7/4-7）
- \* 森友学園問題、自殺した財務省職員の遺族による裁判始まる（2020/7/15）
- \* 立憲、国民に共に解党しての新党結成提案（2020/7/15）
- \* 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県で宣言解除後最多の感染者数（2020/7/16）
- \* GoTo トラベル、東京を除外して 22 日開始（2020/7/17）

#### (2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

①東京新聞 TOKYO web 2020 年 6 月 23 日 ※ニュース記事

##### 専守防衛の原則、有名無実化も 日米安保条約改定から 60 年

改定日米安全保障条約は 23 日、1960 年の発効から 60 年を迎えた。安倍政権は地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」の配備計画を停止し、今夏から敵基地攻撃能力保有の是非を含む抑止力の議論を始める。日本が「盾」、米国が「矛」を担う日米同盟の役割分担が変化し、専守防衛の原則が有名無実化する可能性をはらむ。

菅義偉官房長官は 22 日の記者会見で、今後の安保政策について「憲法の範囲の中で、また専守防

衛の考え方の下で議論していきたい」と述べた。日米両政府は1月の条約署名 60年に合わせ「日米同盟は、いまだかつてないほど強固で幅広く不可欠」との文書を発表している。(共同通信)

②朝日新聞 2020年6月25日 ※ニュース記事

### 陸上イージス、撤回の方針決定 攻撃能力保有、議論へ

政府は24日、国家安全保障会議(NSC)の4大臣会合で、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の配備計画を撤回する方針を決めた。NSCで9月までに陸上イージスに代わるミサイル防衛などについて議論。12月に外交・安保の基本方針「国家安全保障戦略」と防衛計画の大綱(防衛大綱)、中期防衛力整備計画(中期防)を改定し、撤回を正式決定する予定だ。

政府は2017年12月、北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射を受け、米国製イージス・アショアの導入を閣議決定。秋田、山口両県の陸上自衛隊の演習場に1基ずつ配備する計画だった。

しかし、昨年6月には防衛省が秋田県に提出した報告書に誤りが明らかになった。今年5月下旬には迎撃ミサイルを発射した際に切り離す推進装置「ブースター」を山口県の演習場内に落とすためには大幅な改修が必要だと判明。2千億円の費用と10年という期間がかかることから、河野太郎防衛相が15日に「配備は合理的でない」と計画停止を発表した。

イージス・アショア配備には、2基の取得費用や要員の教育訓練経費、30年間にわたる維持・運用に必要な経費を合わせると約4500億円もの費用がかかる。日本は米側と1787億円分を契約、すでに196億円を支払った。今後、配備撤回で違約金が発生する可能性もあるが、河野氏は「(米側と)これから協議する」と説明している。

NSCは今後、来年度予算案の概算要求の期限となる9月末までに、イージス・アショアに代わるミサイル防衛体制や経済安全保障、新型コロナウイルス収束後の外交・安全保障などについて協議。有識者会議などを設けた上で、年末にも国家安保戦略と防衛大綱、中期防の改定をめざす。

今後の議論では、敵のミサイル発射拠点などを直接破壊する「敵基地攻撃能力」の保有も焦点になる。歴代内閣は「他に手段がない」場合に限り、「法理的には自衛の範囲」としてきたが、安倍晋三首相は18日の記者会見で「相手の能力がどんどん上がっていく中、今までの議論の中に閉じこもっていて良いのか」と強調。茂木敏充外相も23日の会見で「単純に『盾と矛』ということで性格づけられるような安全保障環境ではない」と保有に前向きな姿勢を示した。

一方、米国が担ってきた「矛」の能力を日本が持つことになれば、中国など近隣諸国の反発が高まるのは必至だ。国内では、与党・公明党も慎重姿勢を示す。専守防衛を掲げる日本にとって、敵基地攻撃能力の保有が、抑止力につながるかは不透明だ。

③朝日新聞 2020年6月25日 ※ニュース記事

### 生活保護引き下げ訴訟、原告側の請求を棄却 名古屋地裁

2013年の生活保護費の引き下げをめぐる、基準の決定手続きに問題があったなどとして愛知県内の受給者18人が減額決定の取り消しなどを求めた訴訟の判決が25日、名古屋地裁であった。角谷昌毅裁判長は「厚労相の判断の過程に過誤、欠落があったとは言えず、違法性はない」とし、原告側の請求を棄却した。

④東京新聞 TOKYO Web 2020年7月1日 ※ニュース記事

### コロナで生活保護の申請25%増 雇用情勢悪化と厚労省

厚生労働省は1日、4月の生活保護の申請は2万1486件で、前年同月に比べ24・8%増えたと発表した。新型コロナウイルスによる雇用情勢の悪化が影響した。厚労省によると、前年同月からの伸び率は、比較可能な2013年4月以降で過去最大だった。

担当者は「4月は緊急事態宣言による休業要請で生活に困った人が多く、申請が急激に増えたとみられる」としている。支援団体からは、福祉事務所が申請を拒否したり、他の自治体へ行くように促したりする「水際作戦」が横行しているとの声が上がっており、支援を必要としている人はさらに多い可能性がある。(共同通信)

⑤東京新聞 TOKYO Web 2020年7月6日 ※ニュース記事

**小池氏 366万票、都知事選確定 次点は宇都宮健児氏**

東京都知事選は6日午前2時17分、開票結果が確定した。再選された小池百合子氏は、2012年に猪瀬直樹氏が獲得した約433万票に次いで過去2番目に多い約366万票を獲得した。

次点は無所属の元日弁連会長宇都宮健児氏で約84万票。次いでれいわ新選組代表の山本太郎氏が約65万票、無所属の元熊本県副知事小野泰輔氏が61万票、諸派の桜井誠氏が約17万票だった。

諸派でNHKから国民を守る党党首の立花孝志氏は約4万票だった。(共同通信)

⑥朝日新聞 DIGITAL 2020年7月15日 ※ニュース記事

**立憲、解党して新党結成を国民に提案 協議前進狙う**

立憲民主党の福山哲郎幹事長は15日、国民民主党の平野博文幹事長と国会内で会談し、両党が解散したうえで新党を結成する案を提示した。国民側が求める「対等な合併」に配慮する形をとり、難航する合流協議を前進させたい考えだ。平野氏は回答を留保し、党内に持ち帰って議論する考えを示した。

福山氏は会談で、新党名は「立憲民主党」を引き継ぎ、国民側から合流後の党名として挙がっていた「民主党」を略称にする考えも示した。結党大会で、所属国会議員による代表選を実施して新代表を選出することや、新党の綱領は立憲、国民の政調会長間で協議し作成することなども提案した。

合流の方式については、「それぞれ解散し、新設合併方式で新党を結成する」と申し入れた。当初は立憲が存続政党として国民を吸収する合併方式が検討されたが、立憲が主導する形に国民側が反発した経緯があり、両党の解党によって対等さを打ち出すねらい。

会談後、福山氏は記者団に『『新設合併新党』で対等合併の条件は十分にクリアした』と語った。一方、平野氏は「分かりましたと言えない項目もある。答えを出すには党内で議論しなければいけない。慎重に対応したい」などと述べた。17日に予定する国民の両院議員懇談会で、立憲の提案を議論する考えだ。

立憲の枝野幸男代表は15日、合流を呼び掛けている無所属の野田佳彦前首相と岡田克也元外相と会談。国民の小沢一郎衆院議員とも会い、国民側への提案を報告し、理解を求めた。

合流協議は、昨年12月、枝野氏が国民や社民党などに呼びかけて始まった。国民の玉木雄一郎代表は「対等な協議」「衆参一体の合流」「参院の信頼醸成」の3点を条件に挙げて調整を図ったが、1月の党首会談を経ても折り合えず、通常国会前に公式の協議は打ち切られていた。

今回、立憲が「新党」を提案したのは、衆院議員の任期が約1年3カ月となり今秋の解散・総選挙の観測も出る中、野党第1党として与党に対抗する態勢を早期に整え、選挙の準備を進める必要があるからだ。

ただ、国民内には早期合流を求める意見がある一方、「立憲」を含む党名への反発や原発などの政策の違いなどから消極的な意見も少なくない。今回の提案を国民所属の議員全体が受け入れるかは不透明だ。(小林豪、小泉浩樹)

⑦読売新聞 2020/07/15 ※ニュース記事

**自殺職員の妻「夫の心の痛みどれほどか」…森友訴訟、国側は争う姿勢**

学校法人「森友学園」に関する決裁文書改ざんを強いられて自殺した元財務省近畿財務局職員、赤

木俊夫さん（当時 54 歳）の妻が国側に慰謝料など約 1 億 1250 万円の損害賠償を求めた訴訟の第 1 回口頭弁論が 15 日、大阪地裁であり、妻は「夫が自ら命を絶った原因と経緯を明らかにしたい」と意見陳述した。一方、国側は争う姿勢を示した。

原告は俊夫さんの妻、雅子さん（49）。被告は国と改ざんを主導したとされる元同省理財局長、佐川宣寿のぶひさ氏。

訴状によると、近畿財務局が学園に大阪府豊中市の国有地を大幅値引きして売却した問題が発覚した 2017 年 2 月以降、俊夫さんは上司の指示で何度も決裁文書を改ざんさせられた。同 7 月にうつ病で休職し、改ざんが発覚した 5 日後の 18 年 3 月に自殺。自宅からは、改ざんの経緯が記された遺書が見つかった。

雅子さんは意見陳述で、「国家公務員の誇りを持っていた夫が、改ざん作業で受けた心の痛みはどれほどだったか。強い自責の念に襲われたと思う」と涙ながらに訴え、公の場で改ざんを説明したかった俊夫さんの遺志を継ぐために訴訟を起こしたと述べた。

国側は答弁書で、俊夫さんに改ざん作業を強いたことを認めた一方、請求棄却を求めた。改ざん作業と自殺に因果関係があったかどうかは言及しなかった。佐川氏側は、国家賠償法上、公務員個人の職務上の行為は国が賠償責任を負うとし、請求を退けるよう求めた。

◇

閉廷後、大阪市内で記者会見した雅子さんは、俊夫さんが国家公務員の規範をチェックするカードを手帳に挟んで持ち歩くほど真面目な性格だったことを明かし、「夫を助けられなかった悔いがある。今日がスタート。夫と一緒に闘っていきたい」と語った。

⑧東京新聞 TOKYO Web 2020 年 7 月 16 日 ※ニュース記事

東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県で宣言解除後最多の感染者数

◆東京都は 1 日あたり最多

東京都は 16 日、新たに新型コロナウイルス感染者 286 人の報告があったと発表した。1 日あたりの感染者は今月 10 日の 243 人を超え、過去最多。埼玉県 49 人、神奈川県は 48 人、千葉県 32 人で、3 県いずれも緊急事態宣言解除後、最多となった。

1 都 3 県の感染者は計 415 人で、4 月 11 日の 347 人を超えて最多を記録した。

都内の感染者が 200 人を超えたのは 4 日ぶりで 100 人以上は 8 日連続。累計は 8640 人となった。重症者が 1 人おり、死者の報告はなかった。年代別では 20 代が最多の 139 人、次いで 30 代の 57 人。20 代と 30 代で全体の約 7 割を占めた。感染経路が不明・調査中は 137 人で 5 割弱だった。

感染経路が判明している人のうち、接待を伴う飲食店など「夜の繁華街」関連は 63 人で、不明・調査中を含めると同関連は 67 人。福祉施設や保育園など施設内 8 人、職場内 21 人、会食 8 人など。

6 月 30 日～今月 5 日に新宿区の劇場で開催された舞台「THE★J INRO イケメン人狼アイドルは誰だ！！」の関連は、関係者や観客 9 人の感染が判明し、都への報告分は計 45 人となった。

入院患者は前日より 39 人増えて 760 人となり、今月 1 日時点の 280 人から 2・7 倍に増加した。都は 2800 床の確保を目指して医療機関と調整を進めている。

一方、検査数は今月上旬以降、3000 件を超えることが増えており、13 日時点では陰性確認検査などを含めて約 4700 件。検査数の増加に伴い感染者が増える傾向を示している。

---

<別紙 3> [読者のひろば](#)

※通信・ご意見・ご指摘など、なるべく 600 字以内で投稿歓迎  
川柳はサイトでも簡単に投稿できます：<https://senryu.kanzengoken.com/>



## ■ 来信：浜地道雄氏より（当会ニュース読者）

「憲法 9 条は世界の宝」。この主張をベースに、2014 年来、内外多くの知識人の賛同・励ましを得て、「『九条の会』と『日本被団協』にノーベル平和賞を」と運動を推進してきました（私は裏方）。そして、本欄に、昨 2017 年度の ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーン（ピースボート/日本被団協）への授賞発表（10 月 6 日）の直前から、状況を投稿してきました。（2017 年 9 月 25 日付け）ノーベル平和賞（日本被団協と九条の会に）

その間ずっと「九条は世界の宝」と強く励ましてくれたのがノルウェイの市民運動「Lay Down Your Arms 武器を捨てよ」の共同代表、Fredrik S. Heffermehl 氏。2015 年、浦田賢治早稲田大学名誉教授から紹介されて以来の「メル友」です。

『ノーベル賞の舞台裏』（共同通信ロンドン支局取材班編。ちくま新書）に「平和賞受賞に対する異議申し立ての声の主」「同国の平和問題の識者」として紹介されています（p147）。

その「Nobel Peace Prize Watch」というサイトを通じて、平和賞の授賞が A.ノーベルの意志 "the prize for the champions of peace" 平和へのチャンピオン、即ち「武器を捨てる」「軍縮」に沿っているかを「監視」してきた知識人です。

ノーベル平和賞（九条の会、日本被団協）運動が一段落した今、改めて「世界の 9 条」「9 条地球憲章」の実現に向けて運動を深化させるわけですが、同氏が素晴らしいアドヴァイス（紹介）をくれました。

(1) 7 月 10 日、オスロにてノーベル平和賞受賞者サミットの顧問 Ingeborg Breines 女史。元 IPB(ノーベル平和賞受賞)の共同代表。

(2) 9 月 28 日、国連総会でのマハティール首相（マレーシア）の「平和憲法、9 条の価値」発言の英文記事を送ったところ、大歓迎。PNND=Parliamentarians for Nuclear Non-proliferation and Disarmament に紹介してくれました。この「PNND 核軍縮・不拡散議員連盟」の日本支部では会員 56 人中 32 人が与党（自民党、公明党）とあります（23 人＝衆議院議員、9 人＝参議院議員）。「核兵器禁止条約」に署名・批准しない安倍政治にあって、河野太郎外務大臣を含む多くの与党議員が参加しているという事実の意味するところは重大です。

改めて「地球儀を俯瞰」すると、5 月の NYC での平和会議での N.チョムスキー教授（MIT）らも含め、世界の多くの知識人が「世界の宝 9 条」「核兵器廃絶」に強い賛同・支援をしてくれています。

浜地道雄（国際ビジネスコンサルタント）

「九条成立資料：ユネスコ記憶遺産登録」共同申請人  
「9 条地球憲章の会」世話人 <https://www.9peacecharter.org/about>

## ■ ブログ：河井夫妻事件を法と正義に基づき裁いてほしい

2020.7.12 柳澤 修（当会ニュース読者）

河井克行前法務大臣と妻の案里参議院議員が、通常国会閉会後の 6 月 19 日、案里氏の参議院選挙における公職選挙法違反容疑で逮捕された。多額の現金を選挙区広島県の首長や自治体議員、支援者など、100 名近い人に配ったことが報道されており、現に受領したことを公表して、辞職した人もいる。時期的に見て、選挙協力依頼の為と誰もが推測できる。自民党から 1.5 億円の多額の資金を提供されていたこともわかっており、お金は余るほどあったことは間違いない。検察は、今のところ現金をもらった収賄側の首長や議員などは起訴しない方針と言われる。

これを聞いて思い出したのが、志布志事件である。

17 年前の 2003 年、鹿児島県議選で鹿児島県警が捏造し、鹿児島地検が加担した志布志事件。数万円の金銭のやり取りや焼酎等飲食接待を捏造して、立候補して当選した中山信一県議と妻が贈賄、志

布志地区の住民 11 名が収賄罪に問われ、長期の拘留による人質司法で 6 名が自白し、これを唯一の証拠に検察が起訴。鹿児島地裁の公正・正当な判断で無実となった公選法違反事件。こんなちっぽけな事件で収賄したとされる住民が起訴されたのに、河井事件での収賄側は不起訴。志布志事件で、身に覚えのない罪で苦しんだ方から見れば、許容できるものではない。常習賭博麻雀容疑で告発されていた、検察 NO.2 の東京高検検事長だった黒川弘務氏も不起訴となり、検察の判断に首を傾げざるを得ない。日本の刑事司法の正義はいったいどこにあるのか？

検察庁法改悪案には、国民が SNS で大きな声を上げ、巨悪追及に対する検察への期待感が示された。河井事件で中途半端な追及は決して許されない。

1.5 億円の政治資金の原資と用途を含めて、検察と裁判所は、法と正義に基づいて、公正に裁いてもらいたい。

## ■ ブログ： 「法曹養成制度」としての「法科大学院」

——日本の弁護士はなぜ「統一修習」にしがみつくなのか？

2020.7. 1 弁護士 後藤富士子

### 1 「司法試験」と「法曹養成」の関係

日本では、法科大学院が創設された前後を通じて、司法試験は司法修習採用試験であり、法曹養成の基本は「統一修習」に委ねられている。それは、司法試験受験資格として体系的な法学教育を受けたことを要件としないことから明らかである。ちなみに、法曹養成制度として法科大学院が創設されたにもかかわらず、統一修習制度を維持したために、司法試験を法曹資格試験とすることができず、移行期の旧試験、その後の予備試験というバイパスを設けたことによって、法曹養成制度としての法科大学院の存在意義は決定的に減殺されることになった。現状をみると、法科大学院は、司法修習生に採用されるためには「無駄」でしかなくなっている。翻って、法科大学院を法曹養成の基本制度にするなら、統一修習を廃止しなければならなかったのだ。

このことは、旧制度が日本とほぼ同様であった韓国の制度改革を見ればよくわかる。韓国ではロースクールの導入によって、2017 年に司法試験制度が完全に廃止され、2 年間の司法修習制度も 2020 年で終了している。

### 2 韓国のロースクール制度

韓国では日本より早く 1995 年頃からロースクールをめぐる議論が始まった。2007 年になって法学専門大学の設置・運営に関する法律が制定され、2009 年に 25 のロースクールが開校し、同年 8 月頃に弁護士試験法が制定されてシステムが完成した。つまり、ロースクール修了者は弁護士試験を受けて弁護士資格を取得するのである。このような全く新しい法曹養成制度が導入されたのは、従来の旧制度に対する根本的な批判があり、それを克服するためであった。

旧制度における司法試験は体系的な法学教育を受けたことを受験資格として求めていなかったため、1 発試験による選抜機能が振るわなかったことが挙げられている。しかも、司法試験の合格者数は大法院に設置された司法研修院の定員数に制限されていたため、大勢の若者が合格率 3% 前後の試験を長期受験することになり、国家的な消費がもたらされた。さらに、大学の学部教育が荒廃化し、豊かな教養に基づいた問題解決能力を持つ法律家の養成は不可能であると認識されるに至った。一方、1990 年代に入って、国際化にうまく対応ができる多数の弁護士の育成が大きな課題として登場した。こうした背景からロースクールが導入されたのである。

まず、法学部との連結を遮断するために、法学専門大学院（ロースクール）を設置する大学は法学部を廃止しなければならない。したがって、ロースクールを設置した 25 の大学には法学部はない。ロースクールを設置しなかった大学の場合は法学部が残っているが、その規模はあまり大きくない。

設置については事実上許可主義であり、地域間均衡を考慮し、非首都圏のロースクールは入学定員

の一定割合以上を当該地域の地方大学の卒業生から選抜しなければならないとされている。また、ロースクールの定員の総数を決める総入学定員制度があり（現在まで毎年 2000 名）、個別ロースクールの入学定員も 150 名を上限としている。

修学年限は一律 3 年以上とされ、入学選考要件として、法学部に関する知識を評価する試験を活用してはいけないと規定されている。また、入学定員の 5%以上を身体的、経済的、社会的な弱者のための特別選考によって選抜しなければならない。そして、授業料の 20%以上を奨学金として学生に戻すこととされている。

実務修習は各職域別に実施することになっており、判事になる場合は法院で、検事になる場合は検察で、弁護士になる場合は開業のために 6 か月間の法律事務に従事するか、または、大韓弁護士協会による修習課程を履修することが必要とされている。

### 3 韓国の弁護士試験制度

旧制度の司法試験のときは日本と同様に判事、検事、弁護士の能力を検定する試験として位置づけられていたが、ロースクールの導入によって「弁護士試験」に変わった。弁護士試験の目的は弁護士に必要な職業倫理や法律知識など、法律事務遂行能力を検定する試験として位置づけられている。

受験資格は、法学専門大学院修士学位の取得あるいは取得予定の者で、法曹倫理試験もあり、法曹倫理科目の履修が受験資格とされている。試験は筆記試験で、選択型と論述型の試験問題を混合して出題され、公法、民法、刑事法以外に専門法律科目を 1 つ（これは論述型のみ）試験する。この筆記試験のほかに法曹倫理試験に合格することが弁護士になる要件である。

なお、経過措置として 2017 年まで旧制度の司法試験が実施されたが、日本と異なり、法学専門大学院の入学生や卒業生は司法試験を受験できないとされていた。

### 4 日本のロースクールの起死回生策

韓国のロースクール制度の意義の第 1 は、「新しい法律家」の養成のための国家的な合意が挙げられる。21 世紀の法治国家を支える将来の法律家は、良質な法的サービスを提供するために豊かな教養、人間と社会に対する深い愛情や理解、自由・民主・平等・正義を目指す価値観に基づき、健全な職業倫理観と専門的な知識や能力を身につけ、世界的な競争力や多様性を兼備しなければならないとされたのである。第 2 に、「試験による選抜」から「教育を通じる養成」へと変わったことである。

そして、その成果は顕著である。ロースクールに入らなければ法律家になれないうえ、ロースクール設置大学には法学部がないから、法律家になろうとする者は自分が専攻する学部教育をきちんと履修することになった。これは、多様な専攻の法律家を輩出している。また、地域均衡政策や弱者特別選考枠などにより、多様性が增大している。さらに、新しい職域の開拓により、社会の色々な分野へ進出しているし、国際法務にも力強い進展がある。

ところで、日本でも法科大学院が設置された際には、韓国と同じような問題意識と目的意識があった。それにもかかわらず、その制度設計において法曹養成をロースクールに一本化しなかったため、司法試験制度は予備試験がのさばり、「元の木阿弥」である。このままでは、日本の司法・法曹界は衰退の一途をたどるしかない。それを回避するためには、司法修習生採用試験である現行司法試験を「法曹（弁護士）資格試験」に転換する以外に方策はないように思われる。それは「統一修習」の終焉を意味しているから、日本の弁護士が「統一修習」を脱却できるかにかかっている。

韓国の制度について、2019 年 1 月 11 日に開催された「ロースクールと法曹の未来を創る会」主催のシンポジウム【国際法務戦略から見た法曹養成—中国・韓国に後れる日本—】の報告書を参考にしました。「LAW 未来」で HP があります。



## ■ ブログ： 国旗・国歌の強制は憲法 19 条違反、思想・良心の自由を守れ

2020.08.01 柳澤 修（当会ニュース読者）

「生徒自ら曲を選び、練習してきた合唱は取りやめになった。どうせ歌うなら『君が代』ではなく、思い入れのあるそっちを歌わせたかった」

これは今年 3 月、卒業生を見送った都立高校教諭の正直な思いである。

コロナ禍の影響で、今年 3 月の学校の卒業式は、感染防止を優先し、保護者・在校生の出席なし、式次第は卒業証書授与など必要最低限として時間短縮が図られた。2 月 27 日に安倍首相が唐突に 3 月 2 日からの一斉休校を要請したことから、各学校は休校を余儀なくされ、卒業式も簡素化が図られたのである。

そんな中、最も感染者が多発していた東京都で、東京都教育委員会（都教委）が 2 月 28 日に非常識極まりない文書を都立学校に対して発していた。

「国歌斉唱を行う方針に変更ありません」（従来通り国歌斉唱をせよとの指示）

その結果、都立学校 253 校すべてが「君が代」を斉唱していたのである。

都教委は、児童生徒の命や健康よりも、国家主義的思想を優先し、それを受けた学校現場の教師たちは、飛沫感染を心配して戸惑うのだが、懲戒処分を恐れて、いわば思考停止状況に追い込まれ、都教委の命令に従ってしまったのだ。

国旗掲揚、国歌斉唱の学校現場への強制は、1999 年 8 月に「国旗及び国歌に関する法律」（以下「国旗・国歌法」）が成立・施行された以降、より強化されてきた。

「国旗・国歌法」成立前後の学校現場への強制の主な経緯は、次の通りである。

- 1985 年～ : 文部省が「徹底通知」（1985 年）や「学習指導要領」改訂（1989 年）により、公立学校における国旗掲揚・国歌斉唱の強制化が始まる
- 1999 年 2 月：広島県立世羅高校校長が、卒業式での国旗・国歌の取扱い問題を苦に自殺。
- 1999 年 4 月：東京都日野市の小学校入学式で、音楽教師が国歌のピアノ伴奏の職務命令を拒否、教育委員会が教師を戒告処分、教師は処分を憲法違反として公訴
- 1999 年 8 月：「国旗・国歌法」成立・施行。日の丸・君が代が初めて法的根拠を有する
- 2003 年 10 月：都教委が「国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する」ことを命じる通達。従わない教職員を懲戒処分することを明確化
- 2006 年 12 月：教育基本法改正、道徳教育と愛国心を教育の目標として定める
- 2011 年 6 月：大阪府「国旗国歌条例」成立、2016 年施行。懲戒処分の明確化
- 2020 年 2 月：コロナ禍の中で、都教委が都立学校に国旗・国歌強制指示

「国旗・国歌法」施行を挟んだ 30 数年間で、国旗・国歌の学校現場への強制が進み、1999 年の日野市事案のほか、東京、大阪を中心に懲戒処分を受ける教職員が多数出て、彼らは憲法 19 条違反を根拠に処分取消しを求めて公訴してきた。

憲法第 19 条は次の通り定めている。

「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」（内心の自由も含むと解される）

公訴を受けて、裁判所はどう判断してきたのか。

都立学校の教職員が、卒業式等において「国旗に向かって起立し国歌を斉唱する義務」がないことの確認などを求めた訴訟の、第一審東京地裁判決が 2006 年 9 月に出た。

「国旗・国歌の強制は憲法 19 条の思想・良心の自由を侵害するもの」

画期的な判決であったが、控訴審で完全否定される。「日野市『君が代』伴奏拒否訴訟」で最高裁が 2007 年に「校長の職務命令は憲法 19 条に違反しない」との判断を示した以降は、すべての訴訟で憲

法 19 条違反に当たらないという判決が続いた。

「国旗・国歌法」施行後、特に強制化が強まり、全国の教職員の懲戒処分者数は、2012 年度には 265 人に達したが、最高裁判決の影響もあり、2013 年度以降は減少している。反対勢力は力を失い、学校現場での「思想及び良心の自由」は失われつつある。

さて、国旗・国歌の学校現場への強制問題の本質はどこにあるのか。

「日の丸・君が代」は、かつての軍国主義日本のシンボルであり、侵略の旗印としての役割を果たしてきた。特に「君が代」の歌詞は、「君＝天皇」と解され、国民主権となった新憲法下ではふさわしくない、というのが一般的によく言われる問題である。

それでは「日の丸・君が代」に代わる新たな国旗・国歌であれば強制してよいのかというと、やはりこれも否である。

国旗・国歌の強制とは、国家権力がそれを利用して国民の国家への帰属意識を高め、その結果権力への求心力が高まり、国家の権力体制への批判や反対を少なくする効果がある。これの行き着く先は、「全体主義国家」に他ならない。戦前の軍国主義日本は、まさに国旗・国歌や教育勅語を大いに利用して、天皇を神とまで崇める「全体主義国家」を創り上げた。

この過去の教訓を、新憲法下の民主主義日本は、決して忘れてはならない。

新憲法下では、憲法 19 条の「思想・良心の自由」とともに、憲法 13 条で保障された「個人として尊重」されると定めている。

国家への帰属意識に関して、これを国家が国旗・国歌を利用して高めることがあってはならず、すべて個人の自由意思に基づくべきものである。

## ■ 大畑氏ブログサイトより： 香港国家安全維持法をめぐって

2020.08.04 大畑龍次

昨年からの香港事態を受けて中国政府は 6 月 30 日、全人代常務委員会において「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」（以下、「香港安全法」）を採択した。本来、「香港安全法」は香港立法会において立法化されなければならないが、現状では難しいとの判断のもと全人代常務委員会における異例の審議ペースで採択された。香港が中国に返還された記念日である 7 月 1 日の前日に成立させたのは、例年この日に民主化集会・デモが開催されることから、それを事前に牽制する狙いがあったと思われる。

今年の 7 月 1 日は、新型コロナウイルス感染を理由に民主派のデモは不許可とされたが、千人ほどの集会・デモが行われ、香港警察は 370 人を逮捕し、「香港独立」を掲げた男性が「香港安全法」容疑で逮捕され、同法による最初の逮捕者となった。昨年の今頃は、最大 200 万人のデモが行われ、7 月 1 日には香港立法会が一時占拠されたことを考えると、今年は完全に抑え込まれたといえるだろう。7 月 8 日には同法に基づいて「国家安全維持公署」が香港に設置された。中央政府の出先機関が香港に設置されたのは初めてという。

こうした「香港安全法」採択・執行をめぐり、国内外の動きが起こった。香港の民主化勢力は、この法律が「一国二制度」を否定するものであり、香港の自由と民主主義は危機に直面したと反発し、国際世論に訴えた。香港民主派の呼びかけに応じてアメリカ、イギリス、オーストラリアなどが「一国二制度」をないがしろにするものと批判し、一部は制裁に踏み込むことを表明。これまで表立って取り上げる事のなかった安倍政権も「憂慮」を表明し、G7 での一致した対応を呼びかけた。日本では日本共産党の中国批判が際立っている。それはこの 1 月に社会主義中国への批判的評価を反映した新綱領を採択したことと関係しているようだ。また、民主化運動の一部には香港を脱出するもの、団体の解散をするものが相次いでいる。法の執行以前の自主規制というところか。台湾やイギリスでは香港脱出者の受け入れを表明している。移住には多く所得制限があり、その対象は富裕層に限定さ

れただろう。香港の公立図書館では民主化運動家・黄之鋒ら三人の著作が棚から排除されて審議中という。報道によると、400冊以上とされる。

#### ◇ 中国の反論

米英などの批判と対応に対して中国政府は、内政干渉だと主張。そして、「香港安全法」は、①国家分裂罪、②国家政権転覆罪、③テロ活動罪、④外国または域外勢力と結託して国家の安全を害する罪の4つに限定され、「香港基本法および『市民的および政治的権利に関する国際規約』『経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約』の香港に適用される関係規定に基づいて言論・報道・出版の自由、結社・集会・行進・示威の自由を含む権利と自由を法によって保護しなければならないと明確に規定している」と反論。

また、多くの国においても基本的な権利と自由の行使では国の安全を害してはならないと規定しているし、「市民的および政治的権利に関する国際規約」にも同様の規定があるとする。すなわち、他国と比べても、また国際規約に照らしても「香港安全法」は正当なものだと主張している。各国が内政に干渉し、制裁を加える場合には、対抗措置をとることも明言している。

この対立の根底には「一国二制度」のとらえ方の違いが反映している。米英諸国などは、「一国二制度」とは香港の完全な独立、あるいは中国中央政府のいかなる干渉も許されないと理解しているようだ。しかし、あくまでも中国中央政府のもとにある特別区のひとつであり、香港が国家安全の抜け穴になってはならないと中国政府は考えている。前述した4つの罪は許されないが、それ以外の香港の自由と民主主義は許され、高度の自治が認められるし、「一国二制度」は維持されているという。中国では少数民族地域を対象にして自治区などを認めている。その地域の歴史と民族性を尊重した行政区を設定している。中国政府からみると、香港もこうした特別行政区のひとつであり、破格の自由と民主主義が認められた地域だとの認識である。

#### ◇ 香港民主化運動の現段階

ここ数年でみると、2014年に「雨傘運動」が起こった。これは選挙法をめぐる対立で若い人たちを中心に香港の主要地区をデモ隊が埋め尽くし、選挙法の変更は行われなかった。その後、昨年2019年には「逃亡犯条例」をめぐる闘いがあり、空港占拠、中国寄りの商店破壊と略奪行為へとエスカレートして香港の社会・経済に甚大な被害をもたらし、この闘いによって「逃亡犯条例」は撤回された。この闘いにおける香港警察のデモ隊規制が人権弾圧として国際的な耳目を集め、米国は香港人権法を制定して制裁をちらつかせた。

中国政府は「香港の警察隊は連続数カ月間に数百回の暴力事件を前にしながら、ずっと法律と警察の内部手引に従って法を執行した。過激なデモ隊は、石、鉄棒の使用からパチンコ玉の打ち込み、傘の先に刃物を結びつけた雨傘さらには危険化学品へと絶えず装備をエスカレートさせたが、警察隊はずっと最大限の冷静さ、理知と自制を保ち、つねに進んで武力を使用しないようにした。一部の者が暴力で突っ込んだり、違法な暴力行為をとり、現場の人々の身体の安全を脅かしたりした時だけ、相応の武力を使って阻止した」。さらに、米国の事態とも比較し、「米国で警察が暴力的法執行で死者を出し、発砲して射殺する行為が珍しくなく、2019年だけで1004回に達していることだ。2020年6月中旬までに、米国各地のフロイド事件で誘発された抗議デモ活動中に少なくとも13人が死亡し、数百人が負傷し、1・35万人超が逮捕されている。そのうち37歳のフリー作家兼記者リンダ・ティラドさんはミネアポリスの抗議活動を報じた際、警察のゴム弾で目を打たれて片方の目を失明した」。

米国でのデモ隊鎮圧こそ人権問題だし、英国などの中国批判はダブルスタンダードとの主張。

(後略。続きは大畑氏のホームページでお読み下さい：<http://benidoragon.blog.fc2.com/>)

■ 川柳と短歌                      2020.08.07      札幌市・小久保和孝氏（当会ニュース読者）

コロナ風邪勝たねばならぬこの戦（いくさ）  
コロナ禍は世界の歪（ひずみ）暴（あば）き出す  
コロナ禍から何を人類学ぶのか

「護憲五詠」

憲法の解釈変えて自衛権有りとな戦（いくさ）の出来る国とぞ  
血と飢えと焦土の中で誓しは戦（いくさ）棄てたる平和な日本  
戦前に成りゆく様を止どめんと気づきし者の責（せ）め負わんかな  
憲法のめざせる国をめざさずに何をめざすか改憲論議  
生きようぜ我ら世代の長生きが戦（いくさ）知る故避戦の力

[目次に戻る](#)